

【安全保障委員会】

○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 俸給月額等の改定

- 1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給される学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。
- 2 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和4年12月期の期末手当の支給割合を100分の167.5とすること。
- 3 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和5年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の165とすること。
- 4 自衛隊法第45条の2第1項の規定により採用された職員に支給される令和5年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ100分の47.5等とすること。

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行し、一の1の改正後の規定は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、一の3及び4に関する規定は、令和5年4月1日から施行すること。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置を定めること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

国際情勢の複雑化により我が国周辺の緊張が高まっているだけでなく、多発する自然災害や感染症の対策など自衛官はかつてなく多くの任務を遂行している。このような状況で、自衛隊が任務を適切に遂行するためには、人的基盤を強化することが不可欠であることに鑑み、政府は自衛官の給与体系、処遇改善、その他質の高い人材の確保のための給与の在り方などの検討を加え、もって自衛官がさらに意欲と誇りをもって職務に従事できるよう、早急に必要な措置を講ずること。